

高浜小学校施設の開放事業

体育館【メインアリーナ】

特別教室

【図工室 家庭科室 多目的室 音楽室】

★★ 利用者のしおり★★



人と想いが
つながつながるしあわせなまち
大家族 たかはま

高浜市文化スポーツグループ

特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ

目 次

内 容	ページ
はじめに	1
利用する際の心得	2、3、4
利用までの手続き	5、6
様式／高浜小学校施設開放利用計画書	7
様式／申請書	8
様式／許可書	9
施設使用料一覧表	10
学校開放 各施設実施可能種目について（参考）	11
平面図／高浜小学校	12
スポーツ安全保険等 加入のご案内	13

は じ め に

学校施設の開放（以下「学校開放」といいます。）は、学校教育法第137条、社会教育法第44条第1項、スポーツ基本法第13条第1項の規定に基づき、学校に現存する設備を利用し、学校教育に支障のない範囲で学校施設等を開放することにより、社会教育やスポーツ、その他公共のための活動に利用いただくものです。営利を目的として開放施設は利用できません。

この事業を有効かつ効率的に運営するため、学校教育に影響を与えないよう利用にあたっては、利用する際の心得（2、3、4頁参照）を十分に理解した上での利用をお願いします。

1 開放する施設

高浜小学校体育館（メインアリーナ）、図工室、家庭科室、多目的室、音楽室

2 開放期間・時間

開放期間	年間（12月29日～1月3日は除く）	
開放時間	平日	17:00～22:00
	土・日・祝日	9:00～22:00

※学校行事、授業、児童会活動、部活動の利用がある場合は開放できません。

※利用許可後であっても止むを得ない事情（学校利用、公用利用、施設器具の不具合、天候、災害、等）により利用を取り消す場合があります。

※長期休暇（夏休み）等については、平日においても9:00から利用可能な場合があります。

※営利を目的とした利用はできません。

3 実施可能種目

11頁（参考）をご覧ください。

4 学校開放利用管理者等連絡先

（管理者）・特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ（以下「TSC」といいます。）

住所：青木町六丁目1番地15 地域交流施設たかぴあ事務管理室内

電話番号：0566-87-1443

・高浜市こども未来部文化スポーツグループ

住所：春日町五丁目165番地 いきいき広場3階

電話：0566-95-9568

（許可者）・高浜市教育委員会

住所：春日町五丁目165番地 いきいき広場3階

電話：0566-52-1111（代表）

利 用 す る 際 の 心 得

利用する際は、必ずここに記載する内容及び学校施設を利用していることを理解しマナー等を守って利用してください。責任者はもちろんのこと、他の利用者へもよく周知・徹底しておいてください。この心得及び市の関係条例、規則等を守ることができない団体は、利用を取り消すことがあります。また、営利を目的とした利用はできません。会費をとっている団体は収支予算書の提出を求めることがあります。

1. 利用前

【全施設に関わること】

- ・利用許可時間は、準備及び後片付け並びに掃除の時間を含むものとし時間を守ること。
- ・2つ以上の団体が同時に利用するときは、お互いに配慮して利用すること。
- ・施設の器具・用具を外に持ち出さないこと。また、使用を申し出て許可されたものしか使用はできない。
- ・施設外の器具・用具を館内に持ち込むときは管理者（TSC）に相談すること。
- ・器具・用具を移動させる場合、必ず持ち上げて運ぶこと。滑車がついている器具でも滑車の回転がスムーズでない時は、持ち上げて運ぶこと。
- ・許可された場所以外は立ち入らないこと。
- ・学校敷地内は、火気厳禁（禁煙）を厳守すること。
- ・車は指定の駐車場へ停めること。学校職員の利用の妨げになったり、近くの路上や商店等の駐車場へは車を停めないこと。敷地内では、自転車から降り、引いて歩行すること。
- ・運動場へは、自動車や自転車等で乗り入れないこと。
- ・ラインテープを貼る、杭を打つ、電源の使用は禁止（原則）。ただし、活動上必要がある場合は管理者（TSC）に相談すること。
- ・団体で使用する備品等を勝手に学校施設内に置かないこと。
- ・学校施設を利用する時は必ず下靴を下駄箱に入れ、体育館専用シューズ及びスリッパ等に履き替えること。（屋外シューズの裏を拭いて使用することはやめてください。）
- ・下駄箱に入りきらない場合は各団体にてビニール袋を用意すること。

【メインアリーナ】

- ・屋外用のボールを館内に持ち込まないこと。
- ・体育館のステージへは事故を伴う場合があるので、利用の許可がない場合は、絶対に上がらないこと。
- ・体育館（メインアリーナ）ではフットサルでの使用はできません。
- ・空調または移動観覧席等の設備及び備品の利用は予約時に利用申請すること。
- ・器具庫内で遊んだり、子どもを待たせたりしないこと。
- ・バスケットボールやバレーボール等を行う場合は、防球ネットを張ること。

【特別教室】

○ 図工室

- ・準備室へは入室しないこと。
- ・置いてある作品には絶対に触らないこと。（個人情報に関わります。）
- ・乾燥棚等を使用した場合はその日のうちに空にすること。
- ・制作途中の作品については、図工室内に置かないこと。
- ・電子黒板やモニターには触れないこと。
- ・ホワイトボードに書いてあるものは消さないこと。空いているスペースにて使用は可。

○ 家庭科室

- ・準備室へは入室しないこと。
- ・調理器具等は決められた棚のもののみを使用すること。
- ・ガスレンジ・水周りを使用した場合は、きれいに片付けすること。特に水周りについては、カビ防止等のため、水滴等がないように拭き取ること。
- ・台拭き、食器用の布巾等は各自で準備すること。
- ・ミシンは使用しないこと。
- ・ホワイトボードに書いてあるものは消さないこと。空いているスペースにて使用は可。

○ 音楽室

- ・準備室へは入室しないこと。
- ・ピアノ・オーディオセット以外は触れないこと。
- ・机・椅子を動かした際は、退室前に原状復帰すること。
- ・ホワイトボードに書いてあるものは消さないこと。空いているスペースにて使用は可。

○ 多目的室

- ・長机を移動させる場合は、必ず机上面を傾け、ストッパーを解除してから行うこと。ストッパーを解除せずに移動すると故障の原因となります。その際は、実費負担を請求します。
- ・ピアノ・タブレット及びキャビネット・プリンターには触れないこと。
- ・テレビは使用しないこと。
- ・机やいすを動かした際は、退室前に原状復帰すること。
- ・ホワイトボードに書いてあるものは消さないこと。空いているスペースにて使用は可。

2. 利用中

【全施設に関わること】

- ・室内シューズ及びスリッパのまま外（玄関・トイレ等）には出ないこと。
- ・飲食が許可されている場所以外で飲食をしないこと。
- ・屋内（家庭科室は除く）での水は使用しないこと。
- ・電源盤・インターホンは、事故につながる危険を伴うため、絶対に触れないこと。
- ・屋内施設の内外壁を利用しての練習（ボールをぶつける等）をしないこと。

- ・利用中に発生した事故又は事故を発見したとき、施設、器具等の破損などが発生した場合は、直ちに事務管理室へ報告して指示を受けること。（施設、器具等の破損には損害賠償が発生します。）

※利用中に発生したケガや病気などについては、施設や設備等に特別な欠陥等があった場合を除き、教育委員会、係員等、一切の責任を負いません。自分がケガをした場合、第三者にケガを負わせた場合などは、すべて当事者の責任において処理をお願いすることになりますので、利用者はできる限り「スポーツ安全保険」等へ加入されることをお勧めします。また、特に小さいお子さんとともに利用される方は、その監督責任も生じますので、目を離すことなく、十分に注意してください。

3. 利用後

【全施設にかかわること】

- ・終了時間は、片付けの時間も含むため少し早めに切り上げ、後片付けと清掃を時間内に行うこと。
- ・使用した器具・用具は、必ず定められた場所に返却し、常に整理整頓をすること。
- ・片付けと清掃後は戸締り等の点検と忘れ物の確認を行い、係員へ終了報告を行い、点検を受けた後、帰宅すること。
- ・原状復帰の徹底をお願いいたします。

※駐車場等の学校敷地内に終了時間後残らないようお願いします。施錠の妨げとなります。

●施設の清掃 → モップ等による床の清掃

- ・学校開放用のゴミ箱はないため、必ず持ち帰ること。
- ・使用した貸室の扉は必ず閉めること。

4. その他

- ・盗難等による責任は負いません。貴重品はできる限り持参しないでください。特に、車は必ず施錠し、車の中に貴重品を置いたままにしないでください。
- ・館内（敷地内）の掲示板への掲示は禁止です。
- ・上記遵守事項を守られない団体が1団体でもいる場合は学校開放の利用を禁止にすることもあります。

利 用 ま で の 手 続 き

令和7年2月3日（月）より高浜市公共施設予約システムの利用が開始します。

令和7年4月1日以降の施設予約につきましては、システムに登録をする必要があります。

システムの利用が開始されるにあたり、下記の内容をご覧ください、手続きをしていただきますようお願いします。

①利用対象者

- ・高浜小学校体育館等は、団体の登録は必要ありません。ただし、市内に在住、在勤若しくは在学する者又はこれらの者を含む団体であること。

※専ら営利を目的した利用はできません。

②高浜市公共施設予約システムへの利用者登録

- ・令和7年1月14日（火）より利用者登録申請が可能となります。詳細については高浜市ホームページをご覧ください。

- ・利用者登録はインターネット、施設窓口で受付けを行い、各施設管理者により団体情報の確認、代表者の本人確認をさせていただき承認をします。

- ・代表者の本人確認は本人確認書類を窓口で確認させていただくためインターネットから利用者登録申請をした場合でも、必ず施設利用の前に1度窓口に来ていただく必要があります。

※本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカード、社員証、学生手帳等です。



高浜市ホームページ

③利用の申込み

利用予定月2ヵ月前の1～5日に、高浜小学校施設開放利用計画書（7頁）の提出をお願いします。（期日厳守）利用期間は、利用月の1日から末日までの期間です。

（例）4月1日～5日に6月分の高浜小学校施設開放利用計画書を提出。

【参考：利用団体予定表の提出から利用の許可までの日程】

①システムでのオンライン予約申請、窓口での高浜小学校施設開放利用計画書の提出期間（利用団体）…2ヵ月前の1～5日に提出

②利用調整（地域交流施設たかぴあ）…2ヵ月前の19日まで

③利用許可の決定（教育委員会）

※利用調整結果は地域交流施設たかぴあ窓口、たかはまスポーツクラブHP、及び公共施設予約システムの利用者ページにて公表。

※オンラインからの予約受付けは令和7年2月3日（月）より開始します。高浜市公共施設予約システムによる予約の受付けは令和7年4月1日（火）以降のものが対象です。

⑤利用の変更、取り消し

利用許可の手続き完了後、学校利用、公用利用、施設器具の不具合、天候、災害等により、利用ができなくなることがあります。この場合は、責任者の方へ管理者（TSC）等から連絡します。

4 警報発令時の対応

暴風警報及び、警戒宣言等が発令された場合は施設の利用を中止します。

利用中の場合は、速やかに撤収していただきます。

高浜小学校施設開放利用計画書 (メインアリーナ・多目的室等)

20 年 月 日

高浜市教育委員会 殿
(NPO 法人たかはまスポーツクラブ) 殿

登録 ID

団体名
(〒 -)

住所

ふりがな
代表者名

電話番号

申請者

緊急連絡先

市内 在住 在勤 在学 またはこれらを含む団体 □ (し点を記入)

下記のとおり小学校施設を利用したいので、利用計画を提出します。

月分	利用施設	・メインアリーナ ・ステージ ・控室 1 ・控室 2 ・メインアリーナ備品 ・多目的室 ・音楽室 ・家庭科室 ・図工室 ※利用施設等に○印を付けて下さい。
----	------	--

※上記の施設は、市内 在住 在勤 在学 又は、これらを含む団体のみ利用可能です。

利用日	曜日	利用時間	種目	人数	アリーナ利用面 全面利用は両方 ○	どちら でも可	備考
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台
/		: ~ :			A・B		※卓球台利用: 台

※利用料金納付希望に、○印を付けて下さい。 毎回支払い 利用後一括支払い

※無断キャンセルの場合、利用料金を支払っていただきますのでご了承下さい。

申請期日: 毎月 5 日までに 2 か月先の利用月を受付いたします。

受付印

切.....り.....取.....り.....線.....

予約受付確認表

様 月分 予約を確かに受けました。

受付印

- ・予約した結果内容は、受付の閲覧表又はお問い合わせにより確認できます。
- ・空き状況及び施設利用注意事項は、右の QR コードの高浜市ホームページでご確認ください。



※日時等変更のときは、必ずご連絡をお願いします。【連絡先】TEL0566-87-1443 FAX0566-87-8349

予約日時 (利用者記載)

日	時間	日	時間	日	時間	日	時間
日	~	日	~	日	~	日	~
場所		場所		場所		場所	
日	~	日	~	日	~	日	~
場所		場所		場所		場所	

〇〇学校利用申請書

申請番号	2024000117			令和6年12月19日	
施設管理法人名テスト 施設管理責任者名テスト 様					
申請者住所	〒164-0012 東京都中野区本町 12354				
氏名又は団体の名称	トライアル利用者				
代表者氏名					
電話番号	03-1234-5678				
F A X					
利用責任者住所					
氏名					
電話番号					
F A X					
吉浜小学校の利用を、次のとおり申請します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
令和6年12月21日(土)	13:00~17:00	運動場	非営利	0人	0円
対象者				基本料合計	0円
入場料(最高額)				加算額	0円
公益/収益	なし			減額	0円
				利用料	0円

決裁	館長	副館長	施設利用課長	GL	課員	取扱者

〇〇学校利用許可書

申請番号	2024000117			令和6年12月19日	
申請者住所	〒164-0012 東京都中野区本町12354				
氏名又は団体の名称	トライアル利用者 様				
代表者氏名					
電話番号	03-1234-5678				
F	A	X			
利用責任者住所					
氏名					
電話番号					
F	A	X			
施設管理法人名テスト 施設管理責任者名テスト 吉浜小学校の利用を、次のとおり許可します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
令和6年12月21日(土)	13:00~17:00	運動場	非営利	0人	0円
対象者				基本料合計	0円
入場料(最高額)				加算額	0円
公益/収益	なし			減額	0円
				利用料	0円

施 設 使 用 料 一 覧 表

施 設 名		使 用 料 (1時間)	
学 校 名	区 分	全面利用	半面利用
高浜小学校	体育館 (メインアリーナ)	1, 7 6 0円	8 8 0円
	図 工 室	3 5 0円	—
	音 楽 室	3 5 0円	—
	多 目 的 室	4 4 0円	—
	家 庭 科 室	3 5 0円	—
	控室1	4 0円	—
	控室2	4 0円	—
体育館 (メインアリーナ) 設備及び備品	空 調	2, 0 0 0円/時間	
	移 動 観 覧 席	3 0 0円/時間	
	ス テ ー ジ 利 用	4 8 0円/時間	
	ピ ア ノ	2, 2 0 0円/回	
	ワイヤレスハンド型マイク	5 3 0円/回	
	ハンド型マイク	2 0 0円/回	
	ワイヤレスタイピン型マイク	5 3 0円/回	
	演台・司会者台・花台	6 4 0円/回 (セット料金)	
	スクリーン、プロジェクター台	3 1 0円/回	
	ボーダーライト	1, 2 0 0/列	
	サスペンションライト	1, 6 3 0/列	
	アッパーホリゾンライト	1, 2 0 0/列	
	ピンスポットライト	1, 3 6 0/一式	
	CD・SD プレーヤー	8 6 0円/回	
	集音マイク	8 7 0円/回	
	音声増幅装置	2 2 0 0円/回	

【利用許可後の使用料還付について】

以下の場合については、原則として使用料を還付いたします。

・学校利用、公的利用、天候、災害等により、管理者等から利用を取り消した場合。

例1：施設の不具合により、利用前に利用を取り消した→全額還付

例2：暴風警報により、利用の途中で利用を取り消した→利用ができなかった時間分の使用料を還付。

・天候等の理由で利用者が管理者等へ連絡し許可を得た上で、利用を中止した場合。

例：利用前に台風が近づいてくる可能性があり、利用を中止したいと連絡を入れた→全額還付

【体育館 (メインアリーナ) 備品及び設備について】

備品についての詳細を確認したい方はたかはまスポーツクラブ (0566-87-1443) までお問合せください。

学校開放 各施設実施可能種目について（参考）

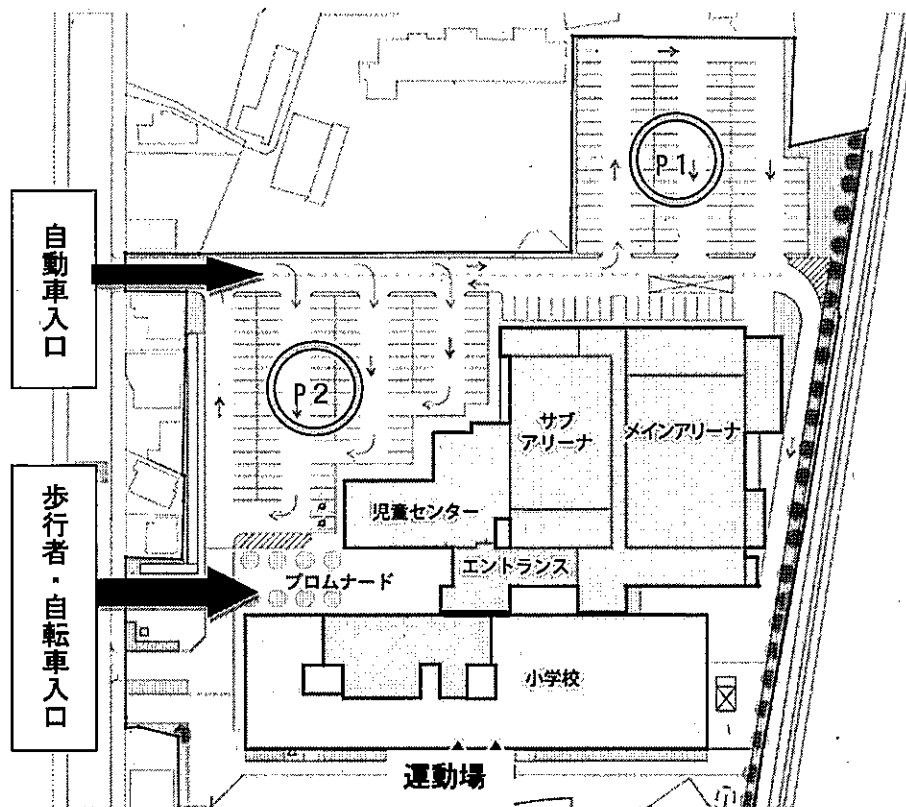
※下表以外の種目で利用を検討している場合は、ご相談ください。

施設 種目 学校名	体育館（メインアリーナ）					学 校 TEL	地 域 交 流 施 設 た か び あ TEL	備 考
	バレー ボール	バスケット ボール	卓球	バドミントン	ソフト テニス			
高浜小学校	2	小ー2	※9	4	4	53-0044	87-1443	※高浜小学校体育館（メインアリーナ）ではフットサルはできません。 ※卓球台はサブアリーナと兼用となります。

【注意事項】

- ・「小」は小学生用。
- ・「数字」は各種目の利用可能数および器具の台数。
- ・使用備品は実施種目の器具（支柱、ネット等）のみ、その他ボール等の使用は不可。
- ・その他備品については、管理者へ相談をすること。
- ・ラインテープ等は勝手に貼らないこと。
- ・ごみが出た場合は必ず持ち帰ること。
- ・清掃等を行い綺麗にしてから帰ること。

＜高浜小学校 平面図＞



スポーツ安全保険等 加入のご案内

学校開放を利用しようとする団体は、できる限りスポーツ安全保険等の保険に加入してください。学校施設を利用中に発生した事故（傷病及び損害賠償等）については、施設などに重大な欠陥や過失があった場合を除き、原則として教育委員会や学校長、管理者、係員等は一切責任を負いません。事故があった場合は、利用者個人の責任において処理していただきますので予めご了承ください。

スポーツ安全保険の詳細については、公益財団法人スポーツ安全協会の HP をご覧いただくか管理者（TSC）にお問い合わせください。

【スポーツ安全保険加入の対象となる団体、グループ】

- ・スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う 4 名以上のアマチュアの団体、グループ。

高浜小学校施設の開放事業

体育館【メインアリーナ】

特別教室

【図工室 家庭科室 多目的室 音楽室】

★★ 利用者のしおり ★★

令和6年12月改定版